

陳情第3号政府に「再審法改正」の意見書提出を求める陳情について、政清会を代表いたしまして反対の立場で討論いたします。

疑わしきは被告人の利益にという言葉があるように、本来、冤罪は許されるものでなく、まずは再発防止に向けた検討を真剣かつ慎重に行ってほしいものがあります。

さて、本陳情は、陳情項目2に再審決定に対する検察官の不服申立てを禁止することとあります。

検察官が再審開始決定に対して抗告し得ることは、公益の代表者である検察官の権利として当然のことであり、再審請求審における審理決定が適切かつ公正に行われることを担保していると考えます。

そのため、検察官の抗告権の排除は、違法・不当な疑いのある再審開始決定があった場合の法的安定性の見地から、これを是正する余地がなくなってしまう問題があるとともに、司法制度全体の在り方とも連携するものであります。慎重に検討する必要があると考えます。

また、再審請求審における証拠開示制度につきましては、平成28年に成立いたしました刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）補則第9条第3項において、検討を行うことが求められております。

したがって、陳情項目1についても現在、法務省に設置された法制審議会の新時代の刑事司法制度特別部会において議論がなされたところであり、一般的なルールを設けること自体が困難であること、手続構造の異なる再審請求審について通常審の証拠開示制度を転用することは整合しないといった問題が指摘されているところでもあります。これらを踏まえて慎重に検討する必要があると思えます。

以上の理由などから、再審法改正に当たり、どのようなことを盛り込むのか結論を出すには、まだまだ慎重に検討が必要であり、時期尚早であると考えことから、本陳情に反対いたします。